

別表第3 家庭の保育事業（保育認定）

地域 区分	認定 区分	保育必要 量区分	基本分 単 価	処遇改善等加算（区分1及び区分2）			資格保有者加算														
①	②	③	④	加算率（注） (a) (b) (c) ⑤			処遇改善等加算（区分1及び区分2） 加算率（注） (a) (b) ⑥														
10/100 地域	3号	保 育 標 準 時 間 認 定 保 育 短 時 間 認 定	186,820	+	1,770	×	(加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	4.1 (c))	+	5,550	+	50	×	(加算率 (a)	+	加算率 (b)	+	

地域 区分	認定 区分	保育必要 量区分	家庭的保育補助者加算			⑧	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算																									
			処遇改善等加算（区分１及び区分２）				処遇改善等加算（区分１及び区分２）																									
			加算率（注）				加算率（注）																									
			(a)	(b)	(c)		(a)	(b)	(c)																							
①	②	③	⑦			⑨	⑨																									
10/100 地域	3号	保育標準 時間認定	利用子どもが 4人以上の場合 29,390	+	290 ×	(加算率 (a))	+	加算率 (b))	+	41.8 (c))	+	57,120	+	36,740	+	360	×	(加算率 (a))	+	加算率 (b))	+	9.2 (c))										
					保育短 時間認定	利用子どもが 3人以下の場合 24,930	240 ×	(加算率 (a))	+	加算率 (b))	+	23.0 (c))											+	51,350								

地域 区分	認定 区分	保育必要 量区分	減価償却費加算		賃借料加算		連携施設を設定 しない場合	食事の搬入につ いて自園調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合	土曜日に閉所する場合							
			加算額		加算額				月に1日土曜日 を閉所する場合	月に2日土曜日 を閉所する場合	月に3日以上土 曜日を閉所する 場合	全ての土曜日を 閉所する場合				
			標 準	都市部	標 準	都市部										
①	②	③	⑩		⑪		⑫	⑬	⑭							
10/100 地域	3号	保育標準 時間認定	+	10,200	11,300	+	A 地域 46,400 51,600 B 地域 25,600 28,400 C 地域 22,300 24,800 D 地域 20,000 22,200	-	6,350	-	(④+⑤+⑧) × 18/100	-	1,350	2,700	4,050	5,400
		保育短 時間認定									(④+⑤+⑧) × 19/100		1,110	2,220	3,330	4,440

加算部分 2

処遇改善等加算（区分3）		A：処遇改善等加算（区分3）－① 49,020 ÷ 各月初日の利用子ども数				※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A又はBのいずれかとする	
		B：処遇改善等加算（区分3）－② 6,130 ÷ 各月初日の利用子ども数					
冷暖房費加算	⑬	1 級 地	1,950	4 級 地	1,350	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地～4 級地：寒冷地手当法別表に規定する 1 級地～4 級地に該当する地域 激変緩和地域：改正法による改正前の寒冷地手当法別表に規定する 4 級地に 該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法 に掲げる地域以外の地域 その他地域：1 級地～4 級地及び激変緩和地域以外の地域	
		2 級 地	1,740	激 変 緩 和 地 域	1,020		
		3 級 地	1,710	そ の 他 地 域	120		
除雪費加算		⑭	6,510			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算		⑮	164,780÷3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算		⑯	160,000（限度額）÷3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
栄養管理加算	⑰	A	基本額 処遇改善等加算（区分1及び区分2） （ 79,950 ＋ 790 ×（ 加算率（a）＋ 加算率（b）＋ 8.4（c） ） ） ÷各月初日の利用子ども数				※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる 職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B	基本額 処遇改善等加算（区分1及び区分2） （ 50,000 ＋ 500×（加算率（a）＋加算率（b）） ） ÷各月初日の利用子ども数				
		C	基本額 10,000 ÷各月初日の利用子ども数				
第三者評価受審加算		⑱	150,000÷3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算	

（ 注 ） 処遇改善等加算（区分1 及び区分2）の加算率において、（a）は第1 条第17号の基礎分における職員1 人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、（b）は同条第18 号の賃金改善分における職員1 人当たりの平均経験年数の区分及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（令和7 年こども家庭庁告示第※号）附則第3 条において読み替えて適用する第1 条第19 号のキャリアパス要件分に応じた割合、（c）は同条第18号の賃金改善分における別表第2 又は別表第3 に規定する割合をいう。